

第 4 次徳島県住生活基本計画 (骨子案：目標及び施策部分は全体)

はじめに (骨子)

- 住生活基本法 (H18法律第61号) に基づく「都道府県住生活基本計画」
- 「とくしま住生活未来創造計画 (第 3 次計画：H29.3策定)」からの社会情勢の変化や、「全国計画 (R3.3閣議決定)」で示された方向性を踏まえ、本県における県民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的に策定
- 策定にあたっては、本県の総合計画『『未知への挑戦』とくしま行動計画』に即しつつ、他分野の計画との調和を図る。
- 本県の住宅施策に係る事業計画の策定や、市町村が地域の実情に応じた住宅施策を展開していく上での指針となる。
- 計画期間は10年間 (令和 3 年度から令和12年度) とし、原則として 5 年ごとに見直しを行う。

1 徳島県の住宅・住環境を取り巻く現況と課題 (骨子)

【本県の人口・世帯や住宅ストック等の状況】

- 人口減少の進行、将来的な世帯数の減少
- 住宅ストックの世帯数を上回る増加と、それに伴う空き家の増加
近年は、特に市部での賃貸用空き家の増加が顕著
- 少子高齢化の進行
- 1つの住宅に居住する家族等の形態が多様化する中、特に「単独世帯」や「ひとり親世帯」が増加
- 人口増減等の状況は県内一律ではなく、市町村ごとに様相が異なっている。
- また、公園や医療機関等の公共公益施設に近い、利便性の高い場所に住む割合が増加

【「とくしま住生活未来創造計画」の進捗状況】

- 詳細は別紙（第1回検討委員会資料3を更新）
- 「防災」や「地方創生」の分野においては、予算事業も創意工夫し、一定の成果も出ている一方で、その他の分野では、法律の運用や、国が民間の事業主体を直接支援する事業の周知等が主となっている分野もある。

（市町村における住宅施策の取組状況）

- 公営住宅等の維持管理のほか、「木造住宅の耐震化」「老朽危険空き家の除却」といった国庫補助を活用できる災害対策については、ほぼ全ての市町村が取り組んでいる。
- 移住・定住のための空き家の利活用や、高齢者や障がい者向けの福祉改修、一般リフォームへの支援に取り組む市町村も多い。

【社会情勢の大きな変化】

- 「新型コロナウイルス」の感染拡大を契機とした「新たな日常」
 - ・ 緊急事態宣言の発出やそれに伴うテレワークの導入等により、住宅で過ごす時間が増えるなど、「生活様式」が大きく変化
 - ・ 高密な都市部での感染リスクに対する懸念やテレワークの浸透等に伴う「地方移住」への関心の高まり
 - ・ 非対面・非接触型の暮らしをも支える「デジタル技術」への期待
- 豪雨災害の頻発化・激甚化をはじめ、「気候変動」による影響の顕在化
 - ・ その緩和に向けた「カーボンニュートラル*」
 - ・ その適応に向けた「県土強靱化」への機運の高まり

※ 二酸化炭素をはじめとする「温室効果ガス」の排出を、「排出量」から、森林などによる「吸収量」を差し引いた全体として「ゼロ」にする、すなわち「温室効果ガス排出実質ゼロ」を実現すること

（全国計画で示された方向性）

- 見直しのポイントとして、次の方向性を加味
 - ・ 「新たな日常」や「豪雨災害等」に対応した施策の方向性
 - ・ 「2050年カーボンニュートラル」の実現に向けた施策の方向性

2 住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策についての基本的な方針（骨子）

- 「新型コロナウイルス」の感染拡大の影響等により、社会情勢が大きく変化している中、これまで以上に県民にわかりやすく方向性を提示し、協力を求めていくため、国や市町村、民間団体等との連携や役割分担も踏まえた上で、「県として重点的に取り組む施策」を明確に示すとともに、きめ細やかなPDCAサイクルにより施策を推進する。
- また、地域の実情を最もよく把握している市町村との間で、これまでよりも密な連携体制を構築するとともに、市町村における総合的かつ計画的な施策の実施を支援する。
- 加えて、各施策の検討や実施にあたっては、県民一人ひとりが抱える課題やニーズの多様化、複合・複雑化を前提とするとともに、補助制度等をしっかりと活用してもらえよう、施策の周知にあたっては、ターゲットとなる県民等への訴求力を高める工夫を凝らす。

3 住生活の安定の確保及び向上の促進に関する目標及び施策

- 「新型コロナウイルス」の感染拡大の影響等による社会情勢の大きな変化を踏まえた、県が取り組む「重点テーマ」として、次の3つを設定する。

【重点テーマ1】

「新型コロナウイルス」の感染拡大を契機とした『新たな日常』への対応」

【重点テーマ2】

気候変動による影響の緩和に向けた『カーボンニュートラル』への貢献」

【重点テーマ3】

災害時も含めた県民の安全・安心に資する『住まいのレジリエンス』の確保」

- それぞれの施策は「主たる重点テーマ」の項に記載しているが、例えば、民間住宅ストックを有効活用した住まいの確保（テーマ3）や、住まい手の課題に対応したリフォームによる価値の向上（テーマ1）が、温室効果ガス排出実質ゼロの実現に資する住宅・建築物の長寿命化（テーマ2）にもつながるなど、他のテーマとも密接に関連して、総合的に県民の住生活の安定の確保及び向上の促進を実現するものである。
- 施策を評価する指標として、従来の計画では、「住宅・土地統計調査」をはじめとする統計調査の結果から得られる数値を「成果指標」として用いることが多かったが、5年ごとにしか検証ができないなど、短期的な評価が困難なケースもあったことから、よりきめ細やかな進捗管理を行うため、今回の計画では、「活動指標」も用いつつ、短期的に評価できる指標を重点テーマごとにバランス良く設定する。

【重点テーマ1：「新たな日常」への対応】

目標（1）住みたい空間を自由に選択・活用することを可能にする

- 「新型コロナウイルス」の感染拡大は、県民の「生活様式」に急激かつ大きな変化を与えており、「住まい」についても、この変化に対応させる必要が生じている。
- また、「働く場所」とらわれず「住む場所」を自由に選択できる新しいライフスタイル「リビングシフト」の普及など、テレワークの浸透等を背景に加速する「住まい方の多様化」にも対応する必要がある。

（基本的な施策）

- 「新型コロナウイルス」の感染拡大の影響に見られるように、社会的な影響等による「生活様式の変化」や、子どもが独立するなどの「ライフステージの移行」に伴って、住まいに対する「隠れた不満」が顕在化したり、「新たなニーズ」が生じていることを踏まえ、それらに適応するためのリフォームを促進し、「住まいに手を入れながら生活する」ことの普及を図る。
 - ・ 取り組みやすいリフォーム事例や、後のリフォームを見越した新築時の工夫についての紹介、気軽に参加できる体験型ワークショップの開催など、県民がリフォームを身近に考え、実行するための「動機付け」となる取組を推進
 - ・ 県民向けの補助制度や、金融・税制・保険制度等の周知を図るとともに、気軽に専門家に相談できる環境を整えるため、『とくしま回帰』住宅対策総合支援センター」の機能拡充をはじめ、事業者団体等とも連携した相談体制を整備
 - ・ また、設計や工事を担う建築技術者には、「耐震化」や「高齢化対応」、「カーボンニュートラル」等の重要分野を中心に、事業者団体等とも連携しながら、最近の施工技術や支援制度等への理解を深めてもらうとともに、県民にとって身近な「かかりつけ技術者」として、小さな仕事からでも気軽に頼める関係性の構築が進むよう、施策の周知・普及面も含めて、事業者団体等を通じた連携・参画を推進
- 「新型コロナウイルス」の感染拡大を契機に機運が高まる「地方移住」や「多拠点居住」、生活要素を一つの住宅に収める代わりに「まち」で補完するなどの「住まい方の多様化」にも対応できるよう、空き家等の既存ストックを最大限に活用しつつ、これらの住まい方を「しっかりと受け止

める」まちづくりを促進する。

- ・ 空き家等や公的賃貸住宅を活用した、移住・定住、企業誘致等の「地方創生」に資する住まい確保を促進
- ・ 「立地適正化計画」における居住誘導区域や、既存の住宅団地や集落に立地する空き家等を活用した、福祉・交流の拠点づくりや、リモートでの仕事や学習、コワーキング等に対応できる空間の確保を促進

(評価指標)

- ・
- ・
- ・

目標（２）新たな技術でこれまでの課題を乗り越えることを可能にする

- 「新型コロナウイルス」の感染拡大を契機として、様々な分野で、「デジタル技術」をはじめとする「技術革新」が加速しており、住宅・建築分野においても、これら技術革新に上手く順応し、「生活の利便性」や「業務の生産性」の向上、「気候変動対策」など、様々な課題の解決に有効活用することが求められている。

(基本的な施策)

- 感染症対策となる「非接触型の暮らし」や、地方移住を容易にする「テレワーク環境」等の「新たな日常」への対応をはじめ、住宅に関わる者が抱える多様な社会的課題を解決するため、県民の住生活における革新的な「デジタル技術」の普及を図る。
 - ・ 「IoT（モノのインターネット）」技術により、スマートフォンアプリでの遠隔操作や使用状況の確認を可能とした設備の設置や、「AI（人工知能）」技術により、エネルギーの使用状況の「見える化」や効率的な使用を支援するシステム「HEMS」の導入など、デジタル技術を用いた「住まいのスマート化」を促進
 - ・ 実施による改善効果が見えやすい「住まいのスマート化」への支援を動機付けとして、耐震化をはじめとする各施策の推進を後押し
- 法令・制度等への理解も含め、新たな建築技術に精通した「未来志向」の建築士や施工者、行政職員の養成を図る。
 - ・ コンピュータ上で「3次元の形状情報」に加えて「使用材料などの属

性情報」を併せ持ったモデルを作成するプログラム「建築B I M」について、設計分野を中心に、住宅・建築生産における活用を促進

- ・ 建築基準法上の防火・避難規定の合理化による「木材の利用機会の拡大」や、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた「住宅・建築物の省エネルギー性能に係る規制措置の強化」といった法令等の改正や、C L T等の新たな施工技術について、県内の建築技術者への普及を推進

(評価指標)

- ・
- ・
- ・

【重点テーマ2：「カーボンニュートラル」への貢献】

目標（1）建物を長く使いこなし、継承していくことを可能にする

- 「温室効果ガス排出実質ゼロ」の実現に向けた省資源化に資するよう、住宅を「つくっては壊す」のではなく、適切に維持管理し、住み継いでいくことによる「長寿命化」を図る必要がある。
- また、「リタイア・インフラ」となった空き家・空き建築物の中には、立地・規模等に恵まれているものや、地域の歴史・文化を象徴する景観・様式等を備えたものも多く、まちづくりにおいて、これらの空き家等が持つポテンシャルを地域再生に結びつけることが課題となっている。

（基本的な施策）

- まだ使える住宅が放置されず、長く住み継がれていくよう、不動産市場における流通を促進するとともに、適切な点検・修繕による長寿命化を促進する。
 - ・ 良質かつ健全に管理されている空き家等について、地域のニーズや不動産市場の状況等に応じ、円滑な流通を促進
 - ・ 複数の者が区分所有している「分譲マンション」について、計画的な点検・修繕等による管理の適正化を促進
- ポテンシャルの高い空き家等を地域再生の拠点として有効活用し、省資源で場所性の継承にも資する「リノベーション型のまちづくり」を促進するとともに、その維持に不可欠な技術についても継承を図る。
 - ・ 「まち・ひと・しごと創生法」に基づく「総合戦略」をはじめ、地域ごとの「まちの将来像」の実現に資する空き家等の利活用を促進
 - ・ 文化財をはじめとする、歴史的・文化的価値の高い建築物の保存や有効活用、そこで使われている技術の継承等に資するよう、デジタル技術も用いながら、「徳島の住宅・建築文化」に対する県民等の関心を高める取組を推進
 - ・ 伝統的な大工技能をはじめとする住宅・建築物の維持に不可欠な技術について、事業者団体とも連携しながら、新規就業者を中心とした担い手への技能向上支援や、木造化等と併せた発注者の働きかけなど、その継承に資する取組を推進

(評価指標)

- ・
- ・
- ・

目標（２）意義やメリットを感じながら、環境に優しい建物に住むことを可能にする

- 「温室効果ガス排出実質ゼロ」の実現に向けて、住宅・建築物においても、「省エネルギー対策」が急務となっている。
- また、温室効果ガスの吸収源となる「健全な森林づくり」に貢献するため、住宅・建築物における「木材利用」の拡大も急務となっている。

(基本的な施策)

- 住宅内での主な温室効果ガス排出源の一つである冷暖房の省エネルギー化のみならず、ヒートショックによる健康リスクの低減等にも資する「断熱性能等の向上」について、国による「省エネルギー基準の強化」や「基準への適合義務付け対象建築物の拡大」といった法改正等の動向も注視しながら、その促進を図る。
 - ・ 耐震性を有するなど「長期の使用が見込まれる」既存住宅について、健康面をはじめ温熱環境の改善による効果や、改修部位・工法に関する施工性や費用対効果等の周知も図りながら、断熱改修等による省エネルギー性能の向上を促進
 - ・ 市場全体で「温室効果ガス排出実質ゼロ」を実現する観点から、住宅の新築・建替えにおいて、より高度な断熱・省エネルギー対策等を促進
- 利用時における二酸化炭素の貯蔵量が大きく、温室効果ガスの排出抑制の観点から優れた建築材料である「木材」の利用が進むよう、法令による規制の緩和・合理化等の状況も踏まえつつ、住宅・建築物の「木造化・木質化」を促進する。
 - ・ 木造住宅の建設や設計、林業、木材流通等に関係する事業者団体や行政団体等で構成される「徳島県木造住宅協議会」の活動等を通じて、市町村や一般消費者などの発注者へのメリットの周知・働きかけや、設計・施工に関わる事業者の知識・技術の向上等の取組により、木造化・木質化を促進
 - ・ 日射や外部風などの気象要素の活用や制御等によって地域の気候風土に適応する伝統的構法の住宅、いわゆる「気候風土適応住宅」について、

「リノベーション型のまちづくり」との整合性も図りながら、省エネルギー施策における位置付けを明確化

(評価指標)

- ・
- ・
- ・

【重点テーマ3：「住まいのレジリエンス」の確保】

目標（1）災害にしっかりと備え、命を守ることを可能にする

- 地震時の建物被害による「死者ゼロ」に向けて、世帯ごとの状況に応じた「きめ細やかな対策」が必要となっている。
- また、台風をはじめとする豪雨災害の頻発・激甚化を背景として、地域の安全性向上に資する一層の取り組みが必要となっている。

（基本的な施策）

- 「南海トラフ巨大地震」や「中央構造線・活断層地震」などの大規模地震に備えて、耐震性が不足する住宅・建築物に対し、倒壊を防ぐ「耐震化」を原則としつつも、「まずは命を守る」という「減災」の視点も採り入れ、「高齢である」「耐震改修費用が高額になる」等の理由により速やかな耐震化が困難な世帯の状況にも寄り添いながら、ハードだけに頼らない住宅対策を推進する。
 - ・ 「住まいのスマート化」を動機付けとした耐震化に加え、耐震性を有する既存住宅への住替えや、性能の高い住宅への建替えを促進
 - ・ 「耐震シェルター」「耐震ベッド」の設置、家具等の転倒防止や配置の工夫といった簡易な対策による安全な空間の確保を促進
 - ・ 福祉関係機関や自主防災組織との連携による高齢者等への戸別訪問をはじめ、対象者に「より響く」普及活動の実施
- 地震や台風等により倒壊等するおそれがある「老朽危険空き家」や、耐火性能の低い住宅が密集している「危険密集市街地」など、災害時の円滑な避難・救援活動の阻害要因を解消し、地域の安全性の向上を図る。
 - ・ 空き家等の適正管理や、老朽危険空き家等の除却の促進
 - ・ 危険密集市街地におけるソフト対策による地域防災力の向上と、解消に向けた取組の促進
 - ・ 倒壊した場合に人的被害が発生したり、避難路等を塞ぐおそれのある危険なブロック塀の改修や撤去等の促進
 - ・ 緊急輸送道路沿いにおいて、倒壊した場合に避難・救援活動に支障をきたすおそれのある住宅・建築物の耐震化の促進
 - ・ 県民の住まいの選択や、ソフト・ハード両面からの防災・減災対策に資するよう、ハザードマップ等の災害危険性に関する情報へのアクセスを強化

(評価指標)

- ・
- ・
- ・

目標（２）いつ何時も安心して暮らし続けることを可能にする

- 市場において自力では適切な住宅を確保することが困難な方々、いわゆる「住宅確保要配慮者」を対象とした「住宅セーフティネット」の構築は、引き続き、住宅政策上の基本的な課題である。
- また、自然災害の頻発・激甚化を背景として、被災時に安全・安心な住まいを迅速に確保することの重要性も増している。

(基本的な施策)

- 「住宅確保要配慮者」を対象とした「住宅セーフティネット」の中核を担う「公営住宅等ストック」について、県内に居住する世帯数の将来的な減少も見込まれる中、老朽化の状況や、「民間住宅ストック」における空き家の増加等も考慮した「戦略的な維持管理」を行うことにより、「持続可能な住宅セーフティネット」の構築を推進する。
 - ・ 県営住宅ストックについては、将来的な困窮世帯数の見通しや、市町村営住宅・民間住宅との役割分担を考慮しつつ、将来の目標管理戸数を見据えた集約化等を進めるとともに、**高齢者世帯が多い状況も踏まえ、見守りにデジタル技術を用いたり、空き家を生活支援のため柔軟に活用する等の工夫も凝らしながら、生活支援機能を強化**
 - ・ 更新過程で生じる「需給ギャップ」の調整や、目標管理戸数を公営住宅の直接供給により確保し難い場合の代替手段、また、経済危機等による突発的な需要への機動的な対応のため必要となる場合は、**民間住宅ストックの空き家についても、住宅確保要配慮者を受け入れる賃貸住宅「セーフティネット住宅」を中心に、住宅の立地・性能と対象者ニーズとの整合も考慮しながら、低額所得者向け住宅として活用**
 - ・ 「徳島県公営住宅等長寿命化計画」に基づき、高齢化対応をはじめとする性能向上改修や、民間事業者の創意工夫を活かす「PFI方式」等も用いた効率的・効果的な建替え、建替え等の機会を捉えた福祉・交流施設等の併設等を実施
 - ・ 県営住宅の入居募集にあたり、高齢者や障がい者世帯、多子世帯やひとり親世帯等を対象とした優先入居枠の設定や、入居要件の緩和を実施するほか、同居親族要件の確認にあたって「パートナーシップ宣誓書受

領証」等も利用するなど、関係部局等とも連携しながら、新たなニーズにも柔軟に対応

- ・ 管理の一層の適正化に向けて、特別の事情なく家賃の支払いが滞っている方や高額所得者を対象とした明渡請求等の対策を強化
- ・ 県や市町村の住宅・福祉部局や不動産・宅地建物取引関係団体、居住支援団体等で構成される「徳島県居住支援協議会」等を通じた、住宅・福祉・再犯防止等の関係主体の連携により、「サービス付き高齢者向け住宅」や「セーフティネット住宅」などの住宅確保要配慮者向け民間賃貸住宅の供給や、当該住宅を必要とする者の円滑な入居を促進

○ 頻発・激甚化する豪雨や、切迫する巨大地震などの「大規模自然災害」にしっかりと備え、発災時には、被災者の避難所における不便な生活を一日も早く解消し、「安全・安心な住まい」を確保できるよう、民間住宅を含む「既存ストック」を最大限に活用しながら、柔軟かつ重層的な「災害時の住宅セーフティネット」の構築を推進する。

- ・ 被災者を対象とした「応急仮設住宅」の供給については、短期間で準備が可能な「借上型」による供給を基本としつつ、住家被害の程度や要配慮者の状況等に応じて、「建設型」を準備
- ・ 更なる被害が生じている場合には、市町村等とも連携し、「自力再建への支援」や「災害公営住宅の建設」等の対策も検討・実施
- ・ 建物被害を専門家が応急的に判定する「被災建築物応急危険度判定」や、住まいに関する住民からの相談への対応や、「災害救助法」に基づき被災住宅の最低限の機能回復を行う「応急修理」の提供など、被災時に市町村が主体となって行う業務について、「応急危険度判定コーディネーター」の養成や、過去事例も参考とした「業務マニュアル」の整備など、迅速かつ適確な実施を確保するための支援を実施

(評価指標)

- ・
- ・
- ・

【法律の運用や、国が実施する施策の周知等】

- バリアフリー化された住宅と生活支援サービスを組み合わせた「サービス付き高齢者向け住宅」の適正な運営の確保や、構造材の劣化対策や省エネルギー性能等に優れた「長期優良住宅」の認定など、法律等に基づく手続きについて、県民等への制度周知に努めるとともに、適確な運用を図る。
- また、劣化や雨漏りに関する状況調査が行われた既存住宅「安心R住宅」をはじめとする「既存住宅流通」への支援や、地域の中小工務店等による良質な木造住宅の生産体制を強化する「地域型住宅グリーン化事業」をはじめとする「良質な住宅建設」への支援など、国や住宅関係団体等が行う事業者や県民向けの支援策について、事業者団体等とも連携しながら、事業者等への周知や活用の促進を図る。
- 加えて、豪雨災害の頻発・激甚化を踏まえた「住まいの出水対策」や「狭あい道路の解消」といった防災・減災対策、地域の住宅・福祉関係者等で構成する「居住支援協議会」の組織や「賃貸住宅供給促進計画」の策定といった住宅セーフティネット施策など、全国計画において「市町村による積極的な取組」が強く求められている施策の進捗を図るため、市町村への働きかけや技術的な支援等に取り組む。

【訴求力を高める施策周知等】

- 施策の周知にあたっては、例えば、高齢者への耐震化等支援策の周知を、福祉関係者や自主防災組織等の協力により行うなど、ターゲットとなる者に応じた広報媒体の選択や、より身近な関係にある他部局や市町村、民間主体などとも連携したアプローチなど、訴求力を高める工夫を凝らす。
- また、現に住宅の購入やリフォーム等の経済活動を行う層への働きかけに加えて、将来の消費者であり、また、住宅・建築業界の担い手ともなり得る「若年層」を対象として、事業者団体とも連携しながら、住まいや住環境について学び、関心を高めてもらう「住育」を推進する。

【公営住宅の供給の目標量】

- 地方公共団体は、常にその区域内の住宅事情に留意し、低額所得者の住宅不足を緩和するため必要があると認めるときは、公営住宅の供給を行わなければならないものとされていることを踏まえ、徳島県内の公営住宅の供給目標量を次のとおり定める。
- この供給目標量は、県内の多様な住宅困窮者の居住の状況、民間賃貸住宅の需給、家賃等の市場の状況等の住宅事情を踏まえて、市場において自力では適正な水準の住宅を適正な負担で確保することが困難と見込まれ、公的な支援により居住の安定を図るべき世帯に関する将来見通しを検討し、当該世帯の居住の安定の確保のために必要な公営住宅の供給の目標量を設定したものである。
- この目標量を達成するため、「地域の実情を最もよく把握している市町村が主体的な役割を担うべきである」という基本的な考え方のもと、既存ストックを適切に維持更新するとともに、管理の適正化を通じて施策対象世帯が入居できるよう空き家募集を行うとともに、民間住宅ストックの活用等も考慮しながら、新規整備及び建替えによる供給を行う。

供給目標量

(具体的な目標量は、国土交通大臣との協議を経て定める*)

- ※ 令和3年度から令和12年度までの10年間における次の戸数の合計
 - ・ 公営住宅の新規建設及び買取りの戸数
 - ・ 公営住宅の建替えによる建替え後の戸数
 - ・ 民間住宅等の借上げの戸数
 - ・ 既存公営住宅の空き家募集の戸数

4 施策の総合的かつ計画的な推進に向けて（骨子）

- 施策の推進にあたっては、国や県、市町村、住宅供給公社等の公益団体、住生活関連事業者、地域住民団体や一般県民など、すべての主体が自らの役割を果たし、かつ相互に連携、協力していくことが必要。
- 県は、本計画に示す方向性に基づき、自ら施策に取り組むとともに、「地域で解決できる課題は地域の実情を最もよく把握する市町村が主体的な役割を担うべきである」という基本的な考え方のもと、「徳島県地域住宅協議会」や「徳島県居住支援協議会」等の場も有効活用しながら、市町村への技術的支援等を行うとともに、総合的かつ計画的な施策推進を促すため、市町村住生活基本計画の策定を働きかける。
- また、住宅政策上の喫緊の課題に対しては、『とくしま回帰』住宅対策総合支援センター」の支援領域を拡大し、市町村への支援や県民への助言等の強力な推進を図るとともに、「徳島県住環境未来創造基金」も活用しながら、将来を見据えた住宅施策を着実に推進する。
- さらに、住生活の安定及び向上を図るためには、住宅分野のみならず、関係分野との連携も図りつつ施策を展開することが必要であることから、庁内関係各課との連携を密にしながら施策を推進する。
- 加えて、住生活関連事業者の知識や技術力、ひいては消費者からの信頼性の向上を促進するため、事業者が参画する団体の活性化を図るとともに、施策における連携を推進する。

<別添：参考資料>

- ・ 関連分野の連携施策
- ・ 徳島県の住生活を取り巻く状況（第1回検討委員会の資料2を更新）
- ・ 徳島県における近年の課題対応事例アーカイブ